

令和5年7月 河北町農業委員会総会（第7回）

令和5年7月25日（火曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番	岡崎 学	委員	2番	布川 峯夫	委員	3番	押野 利浩	委員
4番	関 紀子	委員	5番	奥山 ちか子	委員	6番	木嶋 啓治	委員
			8番	安部 敏明	委員	9番	高橋 清	委員
10番	逸見 三和子	委員	11番	奥山 喜幸	委員	12番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

7番 堀 和彦 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和5年7月25日（火曜日）午後1時59分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第23号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定
について

議第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第25号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議第26号 農用地利用集積促進計画（案）の作成について以上の議案を一
括上程、開会、開議

○ 宇野事務局長

少し早いですけども、暑い中何かと皆さんお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。只今から令和5年8月河北町農業委員会総会を開催いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）

突然暑くなりました。梅雨も明けました。今朝4時から草刈りしておりましたが、10時でグロッキーでした。声も出なくなるくらいグロッキーでした。まず皆さんもそういった中で農作業お忙しいと思いますけども、とにかく暑さ対策だけは万全にして仕事なさってください。また盆過ぎ農地パトロール始まります。大分溝延地区を見ていると、作らないであろうと思われる農地、増えてきております。これは溝延だけでなく、北谷地地区、西里の山手の方も含めて多くなってきているのではないかな、と、思っ、て危惧しております。農地パトロールの際にはできるだけ、厳正に調査していただきたいと思、います。あと、手元にあるリーフレットにも、この農地パトロールに関して大分厳しいこと書いてあるようですので、その点も踏まえながら、調査していただきたいと思、います。

今日は推進委員の方も後から参加なさるとい、うことですので、総会の方、皆さんからご意見を賜りながら迅速に進めたいと思、います。今日はご苦勞様です。

○ 宇野事務局長

ありがとうございます。それでは次第に添いまして進めてまいりたいと思、います。日程第1議事録署名委員の指名の方から会長より座長になって進めていただきたいと思、います。

○ 議長（会長）

それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名を行います。4番関委員、5番奥山委員、お願いします。

それでは日程第2議案の審議に入ります。報第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、とい、うことで事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきます。座って失礼します。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、になり、ます。

はじめに、申請番号22番 所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●、田、ほか1筆で計3,273㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も谷地字砂田（スナダ）については●●●●さんに耕作してもらうほか、自作するとい、うことです。

次に、申請番号23番 所在地 谷地字海老鶴（エビヅル）●●●●、田、ほか4筆で計10,354㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も●●●●さんに耕作してもらうほか、樹園地については自作するとのことです。

次に、申請番号24番 所在地 西里字下槇（シモマキ）●●●●、田、ほか2筆で計8,825㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、資料2ページ、申請番号25番 所在地 大字岩木字岩木東（イワキヒガシ）●●●●、田、ほか2筆で計1,892㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するほか、●●●●についてはこの後議第25号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご審議いただきますが、中間管理事業で貸し出すとのことです。

以上4件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、皆さんの方からご意見、ご質問がありましたら。無ければこのまま取り進めてさせていただきますと思います。

それでは次にまいります。報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明お願いいたします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の3ページになります。報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

申請番号88番、所在地 西里字下槇（シモマキ）●●●●、田、286㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、受け人が耕作出来なくなったため戻すとのことで、今後は保全管理するとのことです。

以上1件よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

これも、皆さんの方から何かご意見ご質問ございましたら。まあ保全管理ということで、下槇地区の実行組合長さん、転作確認等で大変かと思っておりますけども、その辺も併せて、西里の委員さんにはご指導方お願いしたいと思います。

次に進めさせていただきます。議第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の4ページをご覧ください。議第22号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請番号55番、所有権の移転です。所在地 谷地字嶋（シマ）●●●●、田、2, 248㎡1筆です。渡し人は●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、生前の贈与のためということです。

次に申請番号56番、所有権の移転です。所在地 西里字小沢（オザワ）●●●●、ほか3筆で計2, 233㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、生前の贈与のためということです。

次に申請番号57番、所有権の移転です。所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、畑、392㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということですが、受け人は、隣の住宅と一緒に売買し、移住して野菜を栽培する予定とのことでした。

以上3件になります。よろしくをお願いします。

○ 議長（会長）

はい、現地調査をお願いします。

○ 逸見委員

はい、行ってまいりました。法面の方は少し生い茂っていましたが、登っていきまされた所はきれいに整地されておりました。ただ、この方以前に火事起こしたりしたことがありましたので、これからはちょっと目を光らせて見ていきたいと思ひます。畑の方はきちっとなっておりました。

○ 議長（会長）

はい、これは以前は親の土地なんだっけか。

○ 逸見委員

はい、親のなんですけれども、ちよつといろいろあつたもんですから。

○ 議長（会長）

田んぼの方は誰か作ってるのでないのか。

- 逸見委員
何にもなってませんでした。
- 岡崎委員
谷地字嶋の方は誰か作ってもらってるのか、その情報は役場の方ではないんですか。
- 事務局（奥山）
作ってないと思います。契約はなってないです。
- 岡崎委員
ちょっと草ぼうぼうかな、と思って見えました。
- 議長（会長）
ここすぐに宅地なりそうな所ではないのか。
- 岡崎委員
田んぼのど真ん中みたいな所です。
- 議長（会長）
●●●●さんだから、宅地になる所かと思ったんですけど。それでは、57番。
- 奥山（ち）委員
今日午前中現地調査行ってまいりました。持ち主の●●●●さんが同じ敷地内にある農地なんです。一回娘さんのお家建てるために転用したそうだったんですが、建てないということで、農地にまた戻して、中古住宅と一緒に●●●●さんが買うんだそうです。畑として買うんだそうです。
- 議長（会長）
はい、ご苦労様でした。何か皆さんの方からありますでしょうか。はい、高橋委員。
- 高橋委員
この人の農地2,554,000円とありますけど、それに見合うくらいの建物物件含みなんですか。
- 奥山（ち）委員
そうですね。あまり古くないんです。

○ 事務局（奥山）

今現在、所有者の方住んでらっしゃって、後は娘さんの所に出られるようです。この建物と農地の他にも土地等少しありまして、分けられないってことでこんな書き方になってしまってます。

○ 議長（会長）

だと、これは畑として1反歩600万円するんでなくて。

○ 奥山（ち）委員

全部込みの値段だそうです。中古住宅に農地等つけるということで。場所的には沢畑道に付いてて、まあいい所だと思います。

○ 議長（会長）

はい。何か。高橋委員、いいですか。

○ 高橋委員

はい。

○ 議長（会長）

では、このまま進めてください。それでは次に進めさせていただきます。

議第23号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定について

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の5ページをご覧くださいと思います。議第23号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定について、ご説明いたします。関連がありますので、次の議案の議第24号 農地法第5条の規定による許可申請についても併せて説明させていただきますと思います。

申請番号1番、所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、公募が田、現況畑、392㎡1筆で、渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんになります。

渡し人の●●●●さんは、●●●●年●●月●●日に農地法第5条第1項による住宅の増築、車庫、物置建設のための転用許可を受けておりましたが、娘さん二人が嫁ぐことになり、増築不要になったこともあり、計画実行に至らなかったものです。現在は1人暮らしで、今後も計画を実行する見込みがないということで、土地の所有権移転を計画したため、事業計画の変更を行う必要があり、受け人の●●●●さんに事業を承継するというものです。

関連しまして資料6ページをご覧ください。議第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号10番、所有権の移転です。先ほどご説明しました事業計画変更申請のありました申請地ですが、申請事由につきまして、受け人の●●●●さんは、結婚を機に、住環境の良い申請地隣の住宅へ移住する予定で、申請地についても買い受けて畑として利用する計画です。

資料の15ページに案内図があります。16ページに字切図がありますが、隣の宅地を通して申請地に行く格好です。西の道路側には畑（樹園地）が隣接している状態です。

申請地は第2種のうちの、小集団の生産性の低い農地に当たると思われますが、事業承継後は農地として利用するものです。

資料6ページに戻っていただきまして、申請番号11番、所有権の移転です。所在地 谷地中央四丁目（チュウオウヨンチョウメ）●●●●、田、316㎡1筆で、渡し人が●●●●さん、受け人が●●●●さん外1名になります。

申請事由につきましては、現在住んでいるアパートが手狭になり、親の実家がある河北町で、住環境の良い当該地を買い受け、住宅を新築する計画です。

資料の17ページが案内図です。県立谷地高等学校の南側に位置します。次の18ページが字切図です。宅地と畑、道路に囲まれた所になります。次の19ページが土地利用の計画図となっております。畑に接する面には工作物がありませんが、高さを同じにする計画です。20ページ、21ページが建物の計画図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

また資料6ページに戻っていただきまして、申請番号12番、所有権の移転です。所在地 谷地荒町東二丁目（アラマチヒガシニチョウメ）●●●●、畑ほか1筆、計327㎡です。渡し人が●●●●さん及び●●●●さん、受け人が●●●●さん外1名です。

申請事由につきましては、小学校にも近く、住環境の良い当該地を買い受け、住宅を新築する計画です。

資料の22ページが案内図です。下にあります荒町東公園の西側に位置します。次の23ページが字切図です。次の24ページが土地利用の計画図となっております。こちらも畑に接する面もありますが、高さを同じにする計画です。24ページと25ページが建物の計画図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

以上事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定が1件と、農地法第5条の規定による許可申請が3件になります。併せてご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

はい、それでは5条の意見の決定について、先ほど奥山委員から報告ありましたので、問題ないかと思えますけども、何か皆さんからあれば。無ければ変更申請そして5条申請申請番号10番について、そのまま進めさせていただきたいと思えます。

それでは、11番、12番について現地調査の報告をお願いします。

○ 木嶋委員

はい、今日午前中、奥山委員と現地調査行ってまいりました。谷地中央四丁目と、12番の谷地荒町東二丁目、場所的には谷地高等学校グラウンドの反対側と、谷地南部小学校から反対側、●●●●の裏あたりです。住宅地として問題ないと思えます。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。それでは農地法第5条の規定による許可、このまま許可いたしたいと思えます。

それでは議第25号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局をお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の7ページをお開きください。議第25号 農用地利用集積計画(案)の決定について、河北町長から依頼があり、審議をお願いするものになります。

資料8ページが総括表になりますけども、すみませんがここで資料の訂正をお願いします。左下に総件数がありますけども、所有権移転のところ、1の数字を0をお願いします。削除もれたものです。貸借権設定が9件です。

資料9ページをお開きください。中間管理事業による貸借権の設定です。いずれも土地改良事業の圃場整備にかかる換地処分によるものになりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上9件よろしくをお願いします。

○ 議長（会長）

はい、これほとんど北谷地になります。高橋委員、あれだか。基盤整備なっても借地料が4,000円なんて。

○ 高橋委員

この件については、基盤整備なる前の地番なんです。それで、農地の集積に関して、新たな基盤整備の農地借りたことにする前に、以前借りてた所ごちゃごちゃなってるのを無くして、その人があっち行ったりこっち行ったりした所へ新しい耕作者が入った、と。そういうことで、その新しい耕作者と、前の耕作者が違うわけなんで、それを変更するため

の、その新しい地番にする前の地番にする前の手続きになります。

○ 議長（会長）

いや、私聞きたかったのは、基盤整備なった田んぼで、その人その人の面積あるから、例えば3反歩1枚の田んぼに2人も3人も所有者が入ってるのも分かるんだけど。

○ 高橋委員

それはよ、7月の何日だかよ、そろそろなったか、という時期なんだけども。新しい契約になった時に変わるということなんです。通常3月か4月に例えば1万円で契約したら、秋に1万円支払われるって流れなんですけども、とりあえずここで昔の基盤整備の前の4,000円で契約しても、7月何日だかわからないんだけども、その時に新しい田んぼの年貢に差し替わると。で、秋に新しい年貢に替わるということで、これはとりあえずそれまでの仮の契約なんだね。

○ 議長（会長）

んだと今年の秋の小作料払くないし、来年の秋の、それは状況によって違うんだらうけども、7,000円だか7,500円になるわけですか。

○ 高橋委員

そうです。

○ 議長（会長）

これはあれだか、局長。中間管理事業戻るんだか。賃借料の契約。前は一般的に改定前1万円だったけども、それが7,500円になったわけだ。中間管理事業の場合、自動的に7,500円になるわけだ。それは反対に7,000円とか7,500円に上がるんだか。自動的に。

○ 宇野事務局長

この前換地の説明して、了承もらって、今縦覧期間なんだよね、ちょうどね。それが効力を発揮すれば、新しい金額になるはず。という整理でいいなんねがっす。

○ 議長（会長）

んだとこの4,000円でいうのは、現状のもの。

○ 宇野事務局長

そうです。

○ 議長（会長）

はい。では何か皆さんから。布川委員何かありますか。

○ 布川委員

何だか腑に落ちないと言うか。8,500円とかなったなが4,000円ていうことは。また中間管理機構でそうなるのか。減らすのはアレだけど、増やすというのは聞いたことないから。

○ 事務局（奥山）

換地替えして、新しいランクになるってことなんでしょうね。

○ 宇野事務局長

そうだね。

○ 布川委員

まあ、なるって言うならいいんだけども。

○ 高橋委員

あの、確認のために判子いただいたんですけども。その時にその旨は重々承知で、年貢は今現在はこうですけども、変わった後にこうなりますよ、と説明はしてますので問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でございます。それでは次に進めさせてください。議第26号 農用地利用集積促進計画（案）の作成について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、こちら資料の11ページになりますが、すみません、新しい法律になって、条文を変えたところ、間違っておまして、差替お配りそているものに11・12頁裏表印刷のものに差替えていただきたいとお願いします。これ従来の集積計画の配分計画に当たるものになります。

議第26号 農用地利用集積促進計画（案）の作成について河北町長から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）を作成することについて、農業委員会の意見を求める旨の依頼がありましたので、審議するものになります。

資料の12ページから14ページに詳細がございます。こちら、北谷地地区の土地改良事業の圃場整備にかかる換地処分による中間管理事業における借受者変更の計画案になりますので、それぞれの詳細説明は省略させていただきます。

全部で43件になります。よろしくお願ひします。

○ 議長（会長）

はい、高橋委員、●●●●さんて元気なんだか。

○ 高橋委員

うーん、要注意ですね。

○ 議長（会長）

年齢からすれば息子さんに経営移譲してもいいのかな、と思っただけども。

○ 事務局（奥山）

いいですか。前の総会でも話になったんですけども、息子さんの方が身体悪くて、お父さんの方に経営を戻した形です。今の経営者は●●●●さんです。

○ 議長（会長）

ということですので、ではそのように進めてください。高橋委員も良く見ててください。総会の方はこれで終了します。

午後2時31分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年7月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
